

企画総務委員会 行政調査報告書

墨田区議会会議規則第71条の規定に基づき、令和4年9月27日付けで承認され、下記のとおり実施した行政調査の結果について報告する。

令和4年11月18日

墨田区議会議長
木内 清 様

企画総務委員長
樋口 敏 郎

記

1 調査期間

令和4年10月5日(水)から10月7日(金)まで

2 調査場所

- (1) 兵庫県たつの市
- (2) 兵庫県加西市
- (3) 兵庫県小野市

3 調査事項

- (1) 人権・男女共同参画施策について
 - ア パートナーシップ宣誓制度について
- (2) 契約施策について
 - ア 公契約条例について
- (3) 行政経営施策について
 - ア 行政経営について

4 出席委員氏名

樋口 敏 郎	あさの 清 美	中村 あきひろ
佐藤 篤	しもむら 緑	高橋 正利
加納 進	木内 清	

5 同行理事者職氏名

選挙管理委員会事務局長
浮田 康 宏

6 随行事務局職員

区議会事務局長
小倉 孝 弘

議事担当書記
鈴木 康 修

7 調査概要

別紙のとおり

調査概要 【たつの市】

1 市の概要

兵庫県の西南部の西播磨地域に位置し、面積は210.87平方キロメートルで、南北に長い地形になっており、市域の北側は山地が広がり、南は瀬戸内海に面し、南北に貫く形で揖保川が流れていて、自然環境に恵まれた地域になっている。

全般的に温暖で雨が少なく、瀬戸内式気候の特徴を表している。

人口は、令和4年9月1日現在で、約74,000人となっている。

(参考資料/たつの市のホームページ)

2 調査事項

(1) 人権・男女共同参画施策について

ア たつの市パートナーシップ宣誓制度の概要

今年度から性的マイノリティの人々の生きづらさが軽減され、誰もが自分らしく生きることができる社会になることを目的としパートナーシップ宣誓制度を導入。婚姻や財産の相続、税金の控除等といった法律上の効果が生じるものではないが、一方または双方が性的マイノリティである二人が日常生活において人生のパートナーとしてお互いに協力し合うことを宣誓したことを市として証するものとなっている。

さらに、市民の方々に多様な性について広く知ってもらい、適切に理解される機会となることもこの制度の役割の一つと捉え、この制度の普及により、性的マイノリティの人々に対する理解を広め、誰もが自分らしく生きることができる社会になることを目指している。

3 質疑等(午後1時28分~午後2時29分)

たつの市議会議長

~ 議長あいさつ ~

委員長(樋口敏郎)

~ 委員長あいさつ ~

たつの市理事者

~ 別添資料に基づき「パートナーシップ宣誓制度」について説明 ~

< 質 疑 >

委員(佐藤 篤)

ちょうど私も、この前の9月議会でこのパートナーシップ制度について議論しているところで、様々な課題について教えていただいたことを、大変感謝申し上げます。

ちょうどこの前も質疑したところなんですけれども、異性の男女間の事実婚というのも対象にしている自治体もあって、横浜市なんかはそうなんですけれども、そういうような議論もしました。その辺については、御市は対象外のようなのですけれども、どういった議論があったのかということが気になりました。と言いますのも、やはりほかの市ならいいけれども、地元だとやりにくいという声も一つ懸念点だと思っていまして、事実婚を対象にする制度にすれば、あえてカミングアウトしなくても済むので、そうした制度があるんじゃないかという議論もしたんですが、その辺というのはいかがだったのでしょうか。

市側理事者

事実婚についてなんですけれども、見た目には男性、女性で、結婚できるんじゃないかというような方もいらっしゃると思いますが、男性であっても心の性が、実は女性だというような方につきま

しては、たつの市のパートナーシップ制度の対象にしています。

いわゆる事実婚、私は男性で、女性が好きだ、ヘテロセクシュアル、異性が好きだという場合は対象外ですが、見た目に限らず、心の内面でパートナーシップの対象であるかどうか判断しています。

委員（佐藤 篤）

事実婚については特に議論はなかったのか。あえて外しているのか、特に議論がなくて制定していないだけなのか、その辺を少し聞きたいです。

市側理事者

そこについては、特に議論はなされなかったです。

委員（佐藤 篤）

勉強になったというところがもう一つありまして、配偶者控除なんです。これはあまりこの議論の中で考えてこなかったなと思ったんですけども、国税の部分は確かに別だと思っんですけども、住民税についての部分は、それぞれの市で所管されている条例で一応規定はできると思うんです。過去、寡婦控除について、非婚の方のみなし寡婦控除というのが各自治体で広まった結果、国も寡婦控除を認めたという経緯がありますけれども、配偶者控除については、できないと書いてあるんですけども、ある意味、市議会で議決すればできる内容でもあると思うんですが、ここをあえて外している理由というのを確認させていただければと思います。

市側理事者

配偶者控除の対象にするかどうか、この要綱をつくる段階でそういった議論はなかったんですけども、今後国の制度の改正、税制改正、そういった流れを見ながら、パートナーシップ宣誓をされた方もそういった配偶者控除の対象になり得るのかどうか、検討課題だとは考えています。

委員（佐藤 篤）

多分、入れているところはまだないんじゃないかなと。あるんですかね。さっきの明石市なんか、ファミリーシップも含めてかなり進んでいる自治体だと思うんですけども。

市側理事者

まだ今のところはないです。

委員（佐藤 篤）

多分いろいろな課題があるんだと思うんですけども、大変勉強になりました。

委員（中村あきひろ）

民間業者で一部携帯電話会社と書いてあったんですが、携帯会社はほとんど3つか4つしかないんですけども、ほとんど全部という意味合いですか。

市側理事者

そうですね。確認させていただいたところ、もうほぼ全部大丈夫だというご返答をいただきました。

委員（中村あきひろ）

ほぼなんですか。一部駄目だったということですか。

市側理事者

回答がなかったところがありまして、ですからいわゆる大手のauさんですとか、ドコモさんですとか、その辺からは、大丈夫ですよということはお聞きしました。

委員（中村あきひろ）

返答がなかったというのは、業務上、返答しなかったということですか。それともそういうことではないのでしょうか。

市側理事者

こちらも深く確認までしなかったのですが、問合せをさせていただきまして、たつの市でこういう制度をしています、こういう場合は対応できますかの問いに対して、一部の会社からは回答が来なかったということです。

委員（中村あきひろ）

それは、本社に確認したということですか。

市側理事者

そうですね、相談窓口のほうを通じてということです。

委員（中村あきひろ）

それと、民間の不動産業者のほうも協力いただいているということで、この町の全部ですか。

市側理事者

それは、今協力依頼をしているところなんです。ほとんどの不動産業者さんにつきましては、今のところ、いい方向でのお返事をいただいているんですが、やはりまだ市民に定着していないところがありまして、この制度をもう少し見させてくれという意見も多いんですが、かなり前向きに検討していただけるというお返事はいただいています。

委員（あさの清美）

多様な性の在り方についての教育とか啓発の強化を図ったとあるんですけども、特別にどのような強化を図ったのか教えていただきたいです。

市側理事者

市民向けの講習ですとか、我々が所管しています隣保館というところがあるんですけども、その隣保館が8館ありまして、そちらでそういった講座をさせていただいたり、人権のいろいろな集まりとかがあるんですけども、そちらの講演ですとか、そういったことをさせていただきました。

あとは、教育委員会のほうで、LGBTですとか性的マイノリティーの方々についてのいろいろな会とか勉強会みたいなものを行っているみたいで、詳しく情報を入れていないのですが、新たに児童生徒さんへの教育ですとか、そういったことも進めているように聞いています。

委員（あさの清美）

隣保館というのは何ですか。

市側理事者

厚生労働省が所管しているんですけども、もともとは同和対策事業の対象となった地域とかに置いているものになるんですけども、人権の拠点となっていますので、そこを利用しているいろいろな講習とかそういうことを行っています。

委員（佐藤 篤）

いわゆる要綱型と条例型、その他もありますけれども、これはあえて要綱型ということにした理由はありますか。

市側理事者

やはりいろいろな考え方が存在すると思うんですけども、今のところは、憲法第24条、あと第94条に合わせて考えたところ、我が市では要綱型を選ぼうという決断でした。

委員（佐藤 篤）

それとあと、これは全国的な課題なんですけれども、要綱の第3条第3号の関係で、いわゆる法律婚だったら重婚かどうかは戸籍を見れば一発で分かるわけですけども、他の市でパートナーシップを結んでいないかとか、事実婚にないかどうかというのは、証明書類がありませんよね。

市が確認するような証明書類は、職権ではないと思うんですけども、その辺というのは、そういう不正をやる人は少ないとは思いますが、そういうものの対策というのは何か考えられているのでしょうか。

市側理事者

こちらにつきましては、おっしゃるとおりなんですけど、自己申告を信じるしか仕方ないと思っています。

委員（佐藤 篤）

信じるしかない、これは課題ですよ。

それとあともう一つは、公正証書についても、これは明石市なんかもそうだと思いますが、私も提案をしたんですけど、宣誓をするといっても、やはり法的効果はありませんので、やはりこれだけ事業者理解を進めているというのはすばらしいかと、先ほど聞いていて思ったんですけども、それが肝だと思うんですよ。法的効果がないことの裏返しがそういうことだと思うんです。

そうしましたら、もっと更に進んで、法的効果をどう与えるかということになると、やはり現存のパートナーシップがなくても、やれるものとして、公正証書があるわけですけども、そうしたことに対する例えば取得支援だの、証書の作成支援ですとか、そういったものについて補助金を出したり、同行支援をしたりということも、ある意味、寄り添った重要な対策の一つだと思っているんですけど、その辺について、制度としては恐らくないのかなというふうに思うんですけど、検討というのは何かされたことはありますか。

市側理事者

今後、いわゆるそういった部分についての支援ですとかそういったことは進めていくように、議論には上がっています。

委員（佐藤 篤）

この前、議会で質問して、全然前向きな答弁をいただけなかったんで、たつの市さんのその後を注目したいと思います。

委員（中村あきひろ）

受領証等の返還のところなんですけど、（３）の宣誓者の一方又は双方が市外へ転出したときとあるんですけども、これは例えば、市外にいるんですけども、週末は二人でいるという週末婚とかが想定されるかなと思うんですけども、そういったことはここでは上がってこなかったんですか。

市側理事者

基本的には市内ですね、おっしゃるように市外に住んでいて、週末婚という方もいらっしゃると思うんですけど、たつの市内に住まれている方、同居人に限らず、例えばたつの市内で別居されている方であれば認めますということにしまして、週末婚につきましては、この要綱で、日常生活において相互に協力し合うことを約したということに記載している中で、週末というだけでしたら、私の個人的な考えでは、日常生活に当たりづらいのかなと。たつの市内であれば、行き来は、平日なりでできるかなと考えますので、日常生活で協力していると考えています。

委員（中村あきひろ）

一方が、どうしても仕事の関係で市外に行かなきゃいけないと。ただ、時間的な割合とかは、Zoomとかでは協力し合って、いろいろ話はできているとしても結構厳しいというようなイメージなんですかね。

市側理事者

そうですね、仕事上のということに関しては、今の時点では厳しいです。

委員（木内 清）

全ての市民の人権尊重という中で、部落差別の解消とパートナーシップ宣言制度ということで、大変すばらしい動きがあるわけですが、職員に対しての研修は大事だと思うんですが、どのような形でやっていくのか、お答えいただきたいと思います。

市側理事者

その辺につきましては、LGBT、性的マイノリティーの方々への理解ということで、職員研修のほうを2回ほど開催させていただきました。

委員（木内 清）

新任職員なのか、ほかの職員なのかは。

市側理事者

これは全員というわけではなく、希望者のみという形でさせていただきました。

委員（高橋正利）

ご説明の中で8市1町が制度を導入して、姫路市さん何かとも連携を取りながらというのがありましたけれども、この県内への広がりに対しては、どのように感じているのでしょうか。

市側理事者

西播磨圏域で、全然導入の予定もないという意見をいろいろと情報交換する中でお聞きしてまして、今回、この4月から初めて姫路市とたつの市がこの西播磨圏域では始めたわけなんですけれども、導入後の状況を見ながら導入を検討していきますということで、近隣の市町さんについては今おっしゃっているところなんですけれども、やはりいろいろな市が次々と取り組んでいき、全国で今二百数十の団体が取り組まれていますけれども、これによって国ですとか、いろいろな裁判の判例とかが積み重なって行って、いろいろな制度改革につながっていくのではないかとということで、我々も他市に関しては、情報交換の中で是非導入を検討していただきたいというような動きでは接しているところです。

委員（高橋正利）

まだ宣誓者はいないということなんですが、この受領証明カードというのは、ちなみにどんなようものですか。

市側理事者

一応ご準備しています。特別感があまりなくて申し訳ないんですけども。

委員（高橋正利）

名刺ぐらいの大きさなんですね。

市側理事者

そうです。

委員（高橋正利）

あと、もう1点、市内には性的マイノリティーに対する理解を広げていくような、そういったNPOだとか団体みたいなものというのはあるんですか。

市側理事者

市内には、知る限りではないように思います。

委員（高橋正利）

県内にはあるんですか。

市側理事者

隣の姫路市なんかもあるように聞いてます。

実際、これをつくるに当たっては、数人の当事者の方、トランスジェンダーの方とか、例えば性的表現が自由な方ですとか、バイセクシュアルの方とはお会いして、いろいろなご意見をお聞きしたんですが、やはり皆さん、意見が違いますね。やっぱりそれぞれにとって認めてほしいところも違いますし、なかなか意見を統一するというのは難しいと感じたのが正直なところではあります。

委員（しもむら 緑）

兵庫県内では、伊丹市さん、西宮市さん、芦屋市さんなどが、パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定書を結ばれていて、その自治体間で転出入する場合には手続を簡素化されているようなんですけれども、これはモデル事業として今やられているんでしょうか、たつの市さんもこの中にいずれ入られるとか、そういったことはありますか。

市側理事者

今のところは、お声掛けも実際にはいただきまして、例えば一番近い姫路市さんとたつの市の間では、住居とか、住民票をお互い行き来する可能性も高いので、話し合いは続けているところではありますが、細やかな制度の違いですとか、そしてまた要件もいろいろと異なることから、今のところは少し実現が困難な状況ではあります。

委員（しもむら 緑）

例えば、どういったところが違うのでしょうか。

市側理事者

基本的に、例えば先ほども出ていました事実婚の問題もそうでしたけれども、ほぼあらゆる面で違うといってもいいです。姫路市さんは、比較的やはり近くのせいなのか、もともと意見交換しているからなのか分かりませんが、ほぼ近い、ニアリーな内容となっているんですけれども。

委員（中村あきひろ）

たつの市のパートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の中の第2条の（3）の宣誓、パートナーシップにある二人が市長に対し双方が互いのパートナーであることを誓うことをいうとあるんですが、東京都とか茨城県を見たときに、知事に提出するとか書いてあるけれども、これは、所管を決めないという意味でやられたんですか。

市側理事者

実際には、市長が対応できれば対応していただくということで、お話はさせていただいているんですが、実際には担当課の者がということになると思います。

委員（中村あきひろ）

オンラインとかで受理はできるんですかね。

市側理事者

一応我々が考えているのは、宣誓を直接お聞きしてということにしています。

委員（中村あきひろ）

直接そこで書類を出すということですね。

市側理事者

そうですね。書類を出していただいて、宣誓いただくということにはしています。

委員（あさの清美）

提出する窓口はどこになるんですか。

市側理事者

人権推進課です。

委員長（樋口敏郎）

少し細かいんですけども、このカードの緊急連絡先というのは、これは、役所ではなくてこのお二人のどちらかの電話番号ということですか。

市側理事者

そうです。お二人のです。

委員長（樋口敏郎）

～ 委員長終了挨拶 ～

以上

調査概要 【加西市】

1 市の概要

兵庫県の南部、播州平野のほぼ中央に位置し、市域面積は150.22平方キロメートルで、東西12.4キロメートル、南北19.8キロメートルの広がりを持ち、東は小野市及び加東市に、西は姫路市及び福崎町に、南は加古川市に、そして北は西脇市、多可町及び市川町にそれぞれ隣接している。

市の北部には古生層の山地（海拔300～500メートル）が連なり、中国山地の裾野を形成し、そこを源に発する普光寺川、万願寺川、そして下里川の3河川は、丘陵・段丘面を刻み沖積低地を形成しながら万願寺川に合流し、さらに加古川に合流している。

また、市の中心部を流れる万願寺川の東側には広大な青野ヶ原台地が、西側には鶉野台地が広がり、播磨内陸地域最大の平坦地を形成している。特に、この一帯は、ため池が数多く点在し、県内でも有数の密集地帯となっている。

一方、市の南部は、中生代の火山活動で形成された凝灰岩類、流紋岩類を母岩とする低い山地（海拔200～250メートル）を形成している。

気候は、瀬戸内式に属し、冬期の降水量が少なく温暖である。

人口は、令和4年9月1日現在で、約42,000人となっている。

（参考資料 / 加西市のホームページ）

2 調査事項

（1）契約施策について

ア 加西市公契約条例についての概要

市が締結する請負契約に基づく業務及び市が指定管理者に行わせる公の施設の管理業務において、当該業務に従事する者の適正な労働条件等を確保し、もって労働者等の生活の安定を図り、公共工事及び公共サービスの質の向上に資するとともに、地域経済及び地域社会の活性化に寄与することを目的に公契約条例を制定し、平成27年4月より施行している。

3 質疑等（午前9時54分～午前11時15分）

加西市議会議長

～ 議長あいさつ ～

委員長（樋口敏郎）

～ 委員長あいさつ ～

加西市理事者

～ 別添資料に基づき「公契約条例」について説明 ～

< 質 疑 >

委員（佐藤 篤）

まず、対象の工事請負指定管理ということで一定の金額の決めが自治体によって様々あるかなと思うんですけども、この額にした理由は、年間十数件というような、それぞれ先ほどご説明がありました、その辺を、事務負担や何かを考えて逆算して、幾らぐらいが妥当だろうという決め方をしたのか、その辺を詳しくお聞かせいただきたいと思います。

それと同時に、市の会計年度任用職員さんの初任給を基礎としたという、最低の報酬の部分ですけれども、このあたりの根拠のところもどういった議論があったのかを教えていただければと思います。

市側理事者

件数につきましては、我々の事務の負担軽減で、あまり少なくすれば、やはり条例の効果がないということで、5,000万円以上が適当かなということで、今も13件あります。13件を対処しているんですけれども、管財課3人でやっているの、これぐらいが限界かなということで、今のところ5,000万円ということで、まだ改正する予定もありません。

それから、会計年度任用職員ですけれども、初めは一般職員を基準としていたんですが、会計年度任用職員さんが新たにできましたので、職員の給与として、それを基にしていこうということで、そんなに過去から見ても変わりがないということでしたんですけれども、それでいきますと、近隣との比較では若干安くなってしまおうということで、公契約審議会の中で、そんなに変わらない隣ののに、何で加西市だけそんなに低くするのかということと、今回最低賃金も上がりましたので、会計年度任用職員の給料を基にして計算していたのを、そういうふうに変えるのであれば、今後もそういう形にしていくべきだろうということで、最低賃金を基にこれからこれに合わせていくというふうな考えで、十数円だと思いますけれども、950円ということで令和4年度はやっています。

来年度も、その考えでいきますと、最低賃金の上昇率も加味して上げていくと。上げると今度、会計年度任用職員さんの給料も、公契約があるから上げるべきだろうというような、後からそういうふうになっていって、会計年度任用職員さんの給料もこれに基づいて上がっていくというふうな状況になっています。

委員（佐藤 篤）

先ほど、管財課の職員さんが3人ということでしたが、公契約条例の施行に関する事務は3人が専従という意味なんですか。

市側理事者

違います。

委員（佐藤 篤）

どのぐらいの人を充てていらっしゃるんですか。

市側理事者

書類を預かって確認するのは私一人でしているんですけれども、管財課は入札もありますし、公有財産もありますし、いろんな業務を3人でやっています、地方の市役所ですので、なかなかマンパワーが足りていないというような、あらゆる管財のことをしていますので、部分的な業務となります。

委員（佐藤 篤）

職種ごとの労務報酬下限額もあると思います。特にそれぞれの個人についてですけれども、それぞれの職種ごとにしっかり払われたかどうかというチェックをするということも、ある意味、実行性の担保で重要になってくると思うんですけれども、書類上の審査なんですか。それとも、何か抜き打ち的に現場に行ってヒアリングをしたりとか、そういうことまでやられているんですか。

市側理事者

書類で当然チェックするんですけれども、抜き打ちで、元請ではなくて下請業者のほうにしっかり賃金が支払われているかという確認を、下請さんの事務所に行きまして、給与明細であるとか台帳を見せていただいて、市役所に提出していただく労働台帳と、本当に支払っている額が合っているのかどうかという実地検査をしています。

回答の中にも付けていたと思うんですが、一番後ろのページぐらいですか、そういう確認調査と、あと聞き取りということもやっています。主に従業員の就労形態であるとか請負状況、それ

から休暇の形態とか、給与の昇給状況はどうなんだとか、そういったことまで踏み込んで聞いています。大体正月が明けてから、大体書類が整ってきたなというときぐらいに行かせてもらうよということで、資料を用意してくださいということで抜き打ちで行っています。

今までは、低入札になったような業者さんの下請さんのほうに行っていたんですけども、最近、低入札案件が少ないので、大きな工事の下請業者さんのほうに行くのと、あと委託業務、それから指定管理者、それぞれ分野に分けて大体二、三件というところで実地検査に行っています。

委員（佐藤 篤）

なおさら大変だなというふうに、聞いていて拝察いたしました。

最後に、当区の場合はこれから条例制定を目指すということで、今、首長提案を待っている状況ですけども、建設業者のほうから結構否定的な意見が強いんです。その理由は、事務負担の問題なんです。書類作成と、役所側のチェックの事務負担の部分もあるかと思うんですけども、両方の部分について、先ほど事務負担の軽減という話もありましたが、実務的に、この辺がこうしたらかなり楽になりますよみたいなところを教えていただければ助かります。

市側理事者

提出書類はエクセルデータで作っているんですけども、実際に給与明細の数字を入れて、加西市の工事業務にどれぐらいの日数入ったかということを入力するだけで表が自動的に計算して、下限額を満たしているのかどうかという判定までエクセル上でできるようにしていますので、そういった面では、業者さんにとっては単純に入力するだけです。簡単に作れているのではないかなと思います。

実地検査の中でも、大変ですかということをお聞きするんですけども、いや、そんなことないよというような回答もいただいていますので、そんなに負担になっていないのかなと考えています。

委員（佐藤 篤）

そのエクセルデータ、是非、見本がございましたら勉強させていただきたいです。

市側理事者

加西市のホームページに上げていますので、参考になるか分かりませんが、一度見ていただけたらと思います。

委員（中村あきひろ）

加西市公契約条例の手引を読ませていただきまして、近年、行財政改革や公の事業の民間委託化の流れの中で、いきすぎた競争主義だったりとか、その部分が、労働意欲、地域産業の衰退を招くということが明確に書いてあって、今の経済的な仕組みから、やはり中間層をもう一回増やそうという意識がすごく強いなというのがあったんですが、そのいきさつは市長とかが決めたのか、議会の全員で判断されたのか、そういうところを含めて、まず教えていただきたいです。

市側理事者

そのあたりは、冒頭少し申し上げましたように、市長が平成23年に当選されたんですが、その前の状況というのが、課長が申し上げましたように、前市長というのはゼネコン出身の方でもあった関係で、結構、事業発注については、シビアな考え方をお持ちだったので、そういうのもあって、契約率が低いものもありました。そういった関係もあって、比較的そういう工事を請け負うような事業者さんからの推薦もあり、労働協議会からの推薦も受けて当選をされたことありまして、比較的こういった意識をされた、ご自身も労働組合の委員長でもあったので、そういった部分も含めて、当時の社会情勢でワーキングプア、官製ワーキングプアというような状況が生まれてきているということにかなり問題意識をお持ちだった部分もあって、前文としてはこうい

う形になっています。

市長が当選された際に、議会のほうも議員さんに新たに当選された方とかがいて、前市長の与党派の議員さんがかなり落選されまして、議会も含めて、同じような方向を向いていた部分もあって、執行機関のほうでつくっているんですが、それについても特段ご意見をいただくことなく、社会情勢を踏まえて、また加西市内の現状を踏まえた前文となっているというようなことでのご理解をいただいたということです。

委員（中村あきひろ）

議員の当選回数を見ても、1期生が5人と一番多いです。ということで、市民全員が、少し行き過ぎちゃったなという問題意識を持っているわけですね。

市側理事者

現状の議員さんは1期の方が多いんですが、これができたのが市長の1期目の終わりのほうで、うちだけの状況をもってというわけにもいかないんで、当選されてから、全国に先駆けてつくられていた野田市の市長さんとかにもお会いになって、ご意見を賜ったりした上で、この前文をつくってしまして、ただ、それまでの市内の状況を踏まえまして、市民の方の多くにも、それこそ経営者サイドにも入っていただいて決めています、ご理解いただいた上での条例制定となっています。

委員長には、当時、弁護士さんに入っていたいたんですが、特段反対意見等々もなく、通ったと記憶しています。

委員（中村あきひろ）

2022年度の労務報酬下限額のところを少しお伺いしたいんですが、よく労務の下限額に逆に引張られるというデメリットがあるんですが、そういうことは実際にあったのかということと、労務報酬下限額でも高い事業者さんを含めて、労働分配率を選定基準とかに加味されているかどうか。指定管理とか、それと非正規率とかも加味されているのかということと、最後に、その他の950円の部分なんですけれども、事前質問の中にもあるんですけれども、その他の軽作業等を行う者というところが、そこが多分、恐らくですけれども、解体事業者さんとかで、いわゆる外国人労働者の皆さんが多いんですけれども、そういったところは軽作業に当たったり、単純労働だったりするので、そういった方々に対して集中しちゃうかなという懸念があったんですけれども、その辺がどのようにになっているか実態を教えてください。

市側理事者

労務報酬下限額が950円となっているんですけれども、実際、検査にいきましたら1,000円以上支払っているようなことを確認しています。なので、950円だということでお示ししていますけれども、それにわざと近づけるような事業者さんはいないのではないかなというふうに思います。

それから、労働分配率につきましては、指定管理者とかは加味していません。

あと、外国人労働者ですけれども、これが軽作業員じゃないかなというご質問だと思いますが、950円に合わせているのではなくて、工事のほうの軽作業員で計上されて、支払をしている事業者さんを確認しています。

委員（中村あきひろ）

軽作業の最後、見習いのところなんですけれども、これも事前質問に入っているんですけれども、定義付けがないということなんです、一般論でいうと1年以内とか半年以内ぐらいといったことを想定とかはされていますか。

市側理事者

そこまでは想定していないんですけれども、事業者さんの判断もあるのかなと思います。働き

方の状況を見ながら判断されているのかなというふうなところもあります。ただ、それはあくまで従業員さんの同意をもってということですので、従業員さんが、それは違おうだろうということであれば、成り立たないということになるのかなと思います。

委員（中村あきひろ）

公契約条例を制定して、実際に労働分配率がどれくらい上がったかというデータはあるんですか。従前と条例をつくった後で労働者の皆さんに支払われた額がどういうふうになったのかというデータがもしあれば教えてください。

市側理事者

そういったデータはないです。

委員（加納 進）

先ほど工事委託の請負率の話がありましたが、以前はかなり低かったということでしたが、現在は安定してきているということなんです。少額の工事も含めて比較的安定してきているんですか。景気が悪いからといって無理に取ろうとするような業者もいなくなったという理解でよろしいですかね。それが1点です。

もう一つ、条例の第14条に先ほどの立入検査の項目があるんですけども、第1項の第1号で労働者等からの申出の話があるんですけど、労働者から申出があったケースというのはあるのかどうか。それと、労働者の範囲ですけども、下請あるいは孫請の労働者も入るのかどうか、その辺だけ確認をさせてください。

市側理事者

無理に工事を取りに行っているかというご質問だと思います。一応、公契連モデルの国の指針に基づいて、最低制限価格を設定しています。それが、今であれば90%ぐらいになるんですけども、それを下回る応札をした場合は失格としていますので、契約できません。

それから、労働者からの申出があったかということですけども、今のところ、そういう労働者からの申出というのはありません。

調査の中で下請さんと孫請さんまで調査されるのかということで、基本的に抜き打ちで、元請さんには一切行きません。下請さん、あるいは孫請さんを狙って現場で立入検査をしています。

委員（加納 進）

それともう1点、併せて入札の改革もされたと思うんですけども、他市の事業者の参入についてはどのように捉えているんですか。

市側理事者

他市の参入につきましては、ある一定の金額を設定してまして、1億5,000万円以上だったかと思うんですけども、1億5,000万円以上になれば、他市の参入というのを許しています。それまではやはり市内業者、あるいは市内に営業所を持つ業者を中心にやっています。

委員（加納 進）

それは工事も委託もでしょうか。

市側理事者

委託については、測量とかであれば市内業者はあるんですけども、設計委託とかそんなのであれば、なかなか市内業者だけでは請け負えませんので、それは兵庫県内で加西市に登録してある業者というふうにしていきます。

委員（しもむら 緑）

平成24年に最低制限価格の事前公表を廃止された理由をお伺いしたいのが1点と、御市は予定価格の事前公表というのは行っていないのか。

私どもの区ですと、請負工事関連と 130 万円以上というのは、予定価格の事前公表をしているんですけども、そのあたりもどうなっているのか、参考にお伺いしたいと思います。

市側理事者

最低制限価格の公表を廃止したのは、確か国の法案で公表しないようにみたいなことがあったかと思えます。それで公表していません。

予定価格の事前公表ですが、事後には予定価格を公表していますけれども、これもしていません。

委員（しもむら 緑）

予定価格は、金額にかかわらず、もう事前公表はされていないということですよ。

市側理事者

そういうことです。

委員（しもむら 緑）

理由というのは何かありますか。あれば、参考にお伺いしたいんですけども。

市側理事者

やはり、それも一つの業者の積算能力だと思いますので、そういった意味では、計算もしていない業者さんと比較したら、やはり平等性がないかなということで、公表はしていないということです。

委員（あさの清美）

公契約条例の案をパブリックコメントして、賛成の声が多かったというご説明だったんですけども、件数的には何件ぐらい寄せられたのかというのが一つと、あと公契約条例を策定するに当たって、資料にパナソニックの労働組合の支部長が入っているというのは、御市にパナソニックの互助があるからなのかとか、そういうメンバー選定の経緯について教えてください。

市側理事者

パブリックコメントをしたときの件数ですけども、17 件ありました。ほとんどが早く条例制定をしてくれといったような、賛成的な意見が多かったです。

それから、委員のメンバーにパナソニックの方が入っているのは、加西市に昔は三洋電機というのがあったんですけども、それが今パナソニックに吸収されまして、加西市で一番大きな企業さんですので、その委員に入っているというところです。

市側理事者

一番大きい企業ではあるんですけども、労働者福祉協議会の加西支部といいまして、加西市内の労働組合のトップが、当時であればパナソニック労組の支部長だった関係で、労働組合代表として入っているような形です。

それと、建設労働組合のほうは土建組合という形で、建設現場で働く方の代表、それとあと、雇用者側として、商工会議所の会長と建設部会の会長に入っていて取りまとめを、当時であれば弁護士さん、今であればパナソニックさんがしているような状況です。

委員（高橋正利）

公契約条例制定の背景と目的の表の中で、市内事業者が 2006 年度から見ると半減されたというお話がありました。これは様々な時代の流れだとか、様々な政策関係で減ったという側面もあると思うんですけども、この 73 件から、今後、公契約条例ができたということによっての影響というんですか、それによってより減っていくんじゃないかとか、安定していくんじゃないかかというような予測といったものはあるんでしょうか。

それともう 1 点、先ほど、工事のほうの 13 件中に 1 億円以上の工事が 6 件あったと伺いました。

これはやはり、市内にある結構大きな会社がメインで請け負っているというような感覚でよろしいのでしょうか。

市側理事者

この条例をつくって、今後、業者数がどうなるかというようなことだと思います。

この条例をつくることによって、最低制限価格を国の基準に合わせているということで、基本的には事業者としては継続するかなと思いますけれども、地方の事業者ですので、従業員が例えば1人とか、新しい方が入ってこないという問題もありますので、そういった面では若干まだ減るのかなというふうには予測しています。

それから、1億円以上の案件が6件ということで、これについては、市内でランクの高いしっかりした業者が落札している案件がほとんどだと思います。

委員（高橋正利）

先ほど1億5,000万円以上は他市の業者もというような話があったんですが、この6件の中には他市の業者も入っているのでしょうか。

市側理事者

空調とかの工事は、やはり他市のところが入ったものもあります。建築関係、地域活性化拠点施設というのがあるんですが、それは市内の建設業者が落札していたと思います。

委員（中村あきひろ）

労務報酬の下限額なんですけれども、いわゆる下請の業者の皆さんが、一人親方さんとか、やはり下請の下請あたりだと、国がやっている最低賃金法で一律だと非常に困るということで、しかも労働組合を結成できないということで、事実上の賃上げにつながると思うんですよね。いわゆる春闘に近い形になると思うので、下限額を上げてくださいますと、事実その方々の給料は上がってくるということに直結すると思うんです。だから、事実上の労使交渉を自治体が行っているというような状況だと思います。

この下限額は、基本的には上げていく方向で考えていくということによろしいですか。イメージ的にはそういう感じで捉えているんですけれども。

市側理事者

基本的には、最低賃金等の上昇に合わせて、できる限りうちも上げていきたいというふうには考えています。ただ、人件費だけが上がっていくと、今度、経営者サイドとしては厳しくなるので、そのあたりは年に1回、入札制度についての意見交換をする場を事業者さんともやっています。その中で、ご提案いただいて、市として受け入れられるようなところは国の制度に合わせているとか、国の制度を一定大きく解釈する中で対応しているというので、そのあたりは公契約条例も毎年のように見直しはしていきますし、基準額等々、制度自体はあまり触っていませんが、入札に係る部分についても、毎年のように改善できるところは改善していきたいというふうな取組をしています。

委員（中村あきひろ）

それで、労務報酬下限額を上げれば、当然、指定管理料だったりとか、お金を上げる方向でお願いしますと多分業者さんも来ると思うんですけれども、基本的には上げていっているんですか、指定管理料とかについては。

一番国が言っているのが、最少の経費、最大の効果ということで、昭和50年ぐらいにつくった古い制度の言葉ですけれども、今の非正規率を考えると、当時のあの言葉に制度が合っていないのかなというところも含めてやられているんですかね。

市側理事者

総務部で財政のほうも所管しているんですが、またもう少ししたら財政ヒアが来年度に向けてあるんですが、担当部局も一定、この公契約条例を踏まえて、予算要求の際には人件費等々が上がった分は反映されるような形での要求をしてくれていますので、そこは、そんなの関係ないだろというような形での査定はしていませんので、一定上がれば上がるような予算付けをしているのが現状です。

選挙管理委員会事務局長（浮田康宏）

先ほど事務負担のお話が若干あったと思うんですけども、職員さん3人で管財の仕事と契約とをやっているというところでたが、もともと3人だったのかもしれないけれども、公契約条例の事務負担に合わせて何か工夫されたこととか、若しくは超過勤務が増えたとか、そういったご苦労とか、そういうことを少しお話ししたいのと、あと公契約条例を導入されて単価が上がったことによって、予定価格が非公表ということもあり、公契約条例導入後に入札不調なんかはどのような変化があったのか、その辺を少しお話ししたいなと思います。

市側理事者

工夫というか、私は管財課に来て2年なんですけれども、前任者からいろいろお聞きしまして、検査も行くということもありましたので、それが当たり前だということでやっています。また、残業も付きませんので、そういうことでやっているような状況です。

また、逆に入札が不調になるかということですけども、計算式も公表していますので、不調になるというようなことはまずなくて、最低制限価格に合わせた額を皆さんが応札されるという状況です。

単価も決められた単価を使っていますので、突拍子もないような単価は入れてこないですし、逆に、そんなに高い金額もまず入れてこないですね。ほとんど抽選という形になっています。

委員長（樋口敏郎）

～ 委員長終了挨拶 ～

以上

調査概要 【小野市】

1 市の概要

東播磨地域のほぼ中央に位置し、面積は、92.94平方キロメートルで、加古川が流れ、西部は平坦地、東部は丘陵地になっている。

古くからそろばんと家庭用刃物の生産地として順調な発展を遂げ、主要幹線道路の整備や新都市建設などを契機に、東播磨の中心都市として一層の飛躍を遂げようとしている。

人口は、令和4年9月1日現在で、約47,000人となっている。

(参考資料/小野市のホームページほか)

2 調査事項

(1) 行政経営施策について

ア 行政経営の概要

「行政も経営」という基本理念のもと、顧客満足度志向、成果主義、オンリーワン、後手から先手管理の「行政経営4つの柱」を基軸に、「方針管理制度」「報連相の仕組み」「多様な広聴の仕組み」を基幹ツールとして、民間企業の経営手法を取り入れた小野市流行政運営に取り組んでいる。

3 質疑等(午前9時54分~午前11時50分)

小野市議会副議長

~ 副議長あいさつ ~

委員長(樋口敏郎)

~ 委員長あいさつ ~

小野市理事者

~ 別添資料に基づき「行政経営」について説明 ~

< 質疑 >

委員(加納 進)

非常に丁寧なご説明で、大変よく分かりました。事前に質問なんかも出ささせていただいていたんですが、それもほぼ回答していただいていたかなと思います。ありがとうございます。

1点だけ、市長と議会の関係が心配な面もあるんですけども、その辺だけ少しご説明いただけますか。

市側理事者

なかなか難しいです。こんな感じで聞いていたら、市長はむちゃくちゃだなという感じを受け取られるかも分かりませんが、結構理解は速いです。いろいろ言いますが、話したら結構理解してくれます。人間味はある人なので、付き合うことはそんなに難しくありません。

議会には賛成派も反対派もいます。そんなには全面支援とかではないですけども、でも成果は出していますので、議員としてもそんなに反対するというのは、意見としては言いますが、これだけの改革をやって、まちをこれだけ変えてきた、市民がそれに対して非常に評価をしている。それを議会が批判ばかりをしてはられない。そこは議員も自分の政治と市長の政治をどうすり合わせていくかということだと思います。

委員(しもむら 緑)

2点お伺いたします。

まず、報連相の部分で、職員の皆様が報告をされるものというのは、労力というか、そういう

のは皆さんにとってどれくらい大変なのか、時間が大変掛かっているのかということをもまず1点お伺いしたいのと、2点目は、採用の抑制を行革の観点からされたということですが、8人の民間経験者の方を採られたということだったんですけれども、新卒採用ではなくて、基本的に新たに採用するというのは、実力を持っている経験豊富な民間経験のある方などを中心に採用されたのか。その辺をもう少し参考にお伺いしたなと思います。

市側理事者

採用は、新卒と社会人枠を設けています。社会人枠もやはりこんな職員がいいなというような民間経験者がいたら採用します。

市側理事者

報連相の手間ということですが、それはもう我々も慣れていまして、手間という認識はあまりないです。ただ、その報連相がコメントがなく返ってくるかなという、先ほどありましたように、次なる宿題があるかというところがあるので、この新聞記事が出たなとなったら、やはり何かしておかないかというふうにみんなが気付くので、すぐ出しています。ただ、そこにコメントが入って、やられたというようなものもあります。

市側理事者

先ほど説明があったと思うんですが、市長に対する返信でも、報連相もそうですけれども、新聞記事が出たら、これは報連相しないといけないな、よその市でこんなことがあって、新聞記事に載りましたといったら、それに対して、指示をしなくても、担当の管理職が、報連相をする。ここでこんな問題が起りましたが、小野市はこういう取組をしているから特に問題はありませんとかという説明が結構あります。

それが業務の一つに組み込まれたら、そんなに難しくありません。それが仕事の一部ですので、朝来たら新聞を見て、これをしておかないといけないな、しておかないと後で変な問題になりそうだなというやつは、報連相を自ら上げます。上げなくても、市長が、新聞に載っていたなということで、小野市の対応はどうなっているかという、指示も出てきて、この辺は総務が分かるので、先に出してくれということもあります。

委員（中村あきひろ）

労働生産性について少しお伺いします。新規事業の場合はどうやって設定するのかということ、毎年やると労働生産性が20%、30%ぐらい上がってくるという場合の点数は、どうやっているのかということ、困難度指数が高いほうが評価が高いと書いてあるのですが、そうすると設定する人がうまいほうと勤務評定がうまくいっちゃうということもあるのかなと思ったんですが、そこを少し確認させてください。

市側理事者

方針管理の困難度指数の達成度なんですけれども、それが相手のあることであったりということの場合は、それは上司との面接の中で、そんなことはないだろうと、それは当たり前の話だろうというようなことで点数を下げたりということはありません。

達成度につきましても、そこも上司との面談の中で、頑張ったけれどもそれで相対的にどうなのというところで、そこで調整が入っていくので、質問に対する答えになっているかどうか分かりませんが、そこは上司との面談の中で、総合的な評価になっていっていると思います。

委員（中村あきひろ）

労働生産性が上がった場合は、毎年やると大体20%ぐらい効率化されるので、それを加味してやっているのでしょうか。

市側理事者

労働生産性ですか。

委員（中村あきひろ）

同じ業務を毎年やると、上がるということです。

市側理事者

初めてのときは、残業時間が多いけれどもということですね。

委員（中村あきひろ）

はい。

市側理事者

我々は、これに対する成果はどうだったのかというところで見ているので、早く終わって、早く帰ったから、それが悪いとか、そういうことではなくて、その仕事の成果がいかによくなっていくのかというところで評価がされることになります。

副委員長（あさの清美）

～ 副委員長終了挨拶 ～

以上